

第 3 0 号議案

東京都台東区プールの施設基準及び衛生管理に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤
職務代理者副区長

(提案理由)

この案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)の改正に伴い、幼保連携型認定こども園のプールに関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区プールの施設基準及び衛生管理に関する条例
の一部を改正する条例

東京都台東区プールの施設基準及び衛生管理に関する条例（昭和50年3月台東区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「又は同法第134条第1項に規定する各種学校」を「若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に、「又は学生」を「若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。